

⑫周術期口腔機能管理Ⅲ

月日	部位	療法・処置	点数	負担金徴収額
5月29日		初診 全身の状況、内服薬等を依頼された情報提供書にて確認	234	
		静岡がんセンターから、「食道癌の抗がん剤治療と放射線治療を行っていて、その副作用である		
		口腔粘膜炎の処置及び歯肉の慢性炎症の治療と指導を実施してほしい」との連絡・文書依頼		
		口腔内の口蓋および左右頬粘膜に広範囲に口内炎を認める。全体的に多量のプラーク・歯石沈着		
		強い歯肉の炎症がある。ブラッシング不足の原因として口内炎の影響もある。カリエスはなし。		
		X線パノラマ(オルソ) デジタル パノラマ所見の記載は省略	402	
		歯周基本検査 検査結果と所見は省略	200	
		歯管(1回目) 情報提供用紙(別紙)	110	
		実地指1(別紙) 口内炎の痛みが強いつきは、やわらかい歯ブラシを使用するよう指導の指示	80	
		スケーリング OA(キシロカイン)	66	
		1/3顎加算スケーリング	38×5	
		P基処(アクリノール)	10	
		処方箋 ① 含嗽用ハチアズレ顆粒0.1%2g1回 1包 × 50回分	68	
		② グリセリン(マルイシ) 500ml/含嗽使用 ×1		
		ハチアズレとグリセリンの混合液の作り方および使用法、注意点等を指導した。 静岡太郎		
			本日合計:	1,360 ¥4,080
		平成26年5月分 実日数1日	1360	
6月3日		再診 スケーリング後、歯肉の炎症は少し改善	45	
		歯管(2回目) 前回とは変更なし、歯周組織に対する治療と指導管理を継続する。	110	
		実地指1(別紙) 下顎前歯部舌側と最後方歯のブラッシング法を指導するように指示した。	80	
		歯清(ラバーカップ、メルサージュールギュラー) 歯科衛生士 遠山浜子	60	
		P基処(J) 静岡太郎	10	
			本日合計:	305 ¥920
6月8日		再診 初診時より、口内炎は、かなり改善	45	
		歯管Ⅲ(周術期口腔機能管理料)		
		合併症予防のための口腔清掃方法と口内炎の悪化抑制のため口腔内のセルフケアを指導。		
		舌及び歯面の機械的歯面清掃を実施。		
		歯周基本検査 検査結果と所見は省略	100	
		P基処(J)	10	
		静岡がんセンター 6月25日通院(放射線治療、抗がん剤投与) 予定 静岡太郎		
			本日合計:	155 ¥470
		平成26年6月分 実日数2日	460	

大切。必ず書いておく

病院からの依頼内容と所見を書く

歯科診療所から病院歯科への返信が必要です。

歯管を同一月に算定しているときは「歯管Ⅲ」の算定は不可。

7月1日		再診		45	
		放射線治療、抗がん剤により、口内炎が前回よりやや悪化。	管理内容を記載した報告書(ナビ参照)の内容またはその報告書の写しを診療録に記載または添付		
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	P基処(アクリノール)		10	
		周管Ⅲ(周術期口腔機能管理料)	1ヶ月に1回に限り算定	190	
		歯肉には発赤もあるも、手術後の口腔ケアが滞った時期よりも状態は良いとのこと。うがいやスポンジでの口腔清掃の実地指導を指示した。			
		実地指1 全体的な口腔清掃指導を指示した。		80	
		歯清(ラバーカップ、メルサーージュ)	歯科衛生士 遠山浜子		
		処方箋	① 含嗽用ハチアズレ顆粒0.1%2g1回 1包 × 50回分	68	
			② グリセリン(マルイシ) 500ml/含嗽使用 ×1		
			③ キシロカイン液 4% 100ml × 1		
		口内炎の症状により、用法、用量、混合法等を指導を行い、市販の保湿剤の使用を勧めた。			
			静岡太郎		
			本日合計:	393	¥1,180
			平成26年7月分 実日数1日(翌月よりつき締め省略)	393	
8月27日		再診		45	
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	P基処(アクリノール)		10	
		周管Ⅲ(周術期口腔機能管理料)		190	
		歯肉の状態は改善しつつある。その日の体調に応じてブラッシングとうがいを使い分けるように指導。			
			静岡太郎		
			本日合計:	245	¥740
9月3日		再診		45	
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	P基処(アクリノール)		10	
		周管Ⅲ(周術期口腔機能管理料)	3ヶ月以内に1回以上口腔管理実施報告書が必要	190	
		かなり口内炎も良くなってきて、口腔ケアに対しても、積極的である。			
		実地指1(別紙) 歯頸部と、大白歯部の磨き残しに対して、細かく清掃するための指導を指示		80	
			静岡太郎		
			本日合計:	325	¥980
10月5日		再診		45	
	$\frac{7}{7}$ $\frac{7}{7}$	P基処(アクリノール)		10	
		歯管(2回目以降)別紙情報提供用紙(別紙)	周術期の口腔機能管理を最後に算定した翌月から歯管の算定は可	110	
		実地指1(別紙) 下顎前歯部舌側と最後方臼歯に磨き残しがあるので、同部のブラッシング法を指導		80	
		機械的歯面清掃処置(ラバーカップ、メルサーージュレギュラー)	歯科衛生士:遠山浜子	60	
			静岡太郎		
			本日合計:	305	¥920

カルテ記載・添付事項

H28年4月

(衛生士の業務に関する記録)

項 目		記 載 内 容
基本	歯科診療特別対応加算	患者の状態（訪問の場合の要介護度は削除）
	初診時歯科診療導入加算	患者の状態及び用いた専門的技法の名称
	電話等による再診	FAX、Eメールによる再診については送受信の時刻・FAXの写しを添付
医学 管 理	歯科疾患管理料（歯管）	患者等に説明した管理計画の内容の要点、管理に必要な事項等 急性症状が寛解せず2回目の算定時までには検査が実施できない場合は、症状の要点 2回目以降、管理計画に変更があった場合は、その内容
	フッ化物洗口指導（F洗）	歯科衛生士が行った場合は、歯科衛生士への指示内容 歯科衛生士は業務に関する記録を作成
	文書提供加算（文）	提供文書の写しを添付。それ以外に必要な管理事項
	エナメル質初期う蝕管理加算（初期う蝕）	撮影した口腔内カラー写真は添付又は電子媒体に保存 患者等に説明した内容の要点
	歯科衛生実地指導料（実地指）	歯科衛生士に行った指示内容等の要点 歯科衛生士は提供文書の写しを提出し、業務に関する記録を作成 提供文書の写しを添付
	歯科特定疾患療養管理料（特疾管）	治療計画作成・症状、管理内容の要点
	共同療養指導計画加算	指導計画書の写しを添付・主治医の保険医療機関名、氏名
	がん性疼痛緩和指導管理料	麻薬処方前の疼痛の程度、処方後の効果判定、副作用の有無、治療計画及び指導内容の要点
	入院栄養食事指導料	連携した医師の指名、連携内容の要点
	歯科治療総合医療管理料Ⅰ（医管Ⅰ）	担当医からの情報提供に関する内容、担当医の保険医療機関名 管理内容、患者の全身状態の要点
	歯科治療総合医療管理料Ⅱ（医管Ⅱ）	患者の全身状態及び管理内容の要点
	医管のモニタリング	術前、（術中）、術後、及び必要に応じて測定した血圧、脈拍、SPO2の結果を記載、又は添付
	介護支援連携指導料	提供文書の写しを添付、その他療養上必要な指導内容の要点
	周術期口腔機能管理計画策定料	管理計画書の内容記載又はその写しの添付
	周術期口腔機能管理料	管理報告書の内容記載又はその写しの添付 計画を策定した医療機関と管理を実施する医療機関が異なる場合、周管Ⅰ又は周管Ⅱを算定する際に計画書又はその写しを添付。その他必要な管理事項がある場合はその要点
	広範囲顎骨支持型補綴物管理料	調整方法・調整部位 他院で装着された補綴物の場合は保険医療機関名、装着時期
退院時共同指導料1, 2	指導内容の要点、提供文書の写しを添付	
義歯	新製有床義歯管理料	適合性検査（フィットチェッカー・PIP・圧痛等）と結果 ※要情報提供書 情報提供書の内容以外に療養上必要な管理事項がある場合はその要点

3. 歯科保険請求（青本・抜粋）

B000-5 周術期口腔機能管理計画策定料 300 点

1. がん等に係る全身麻酔による手術又は放射線治療、化学療法若しくは緩和ケア（以下「手術等」という。）を実施する患者に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、手術等を実施する保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、周術期の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その内容について説明を行い、当該管理計画を文書により提供した場合に、当該手術等に係る一連の治療を通じて1回を限度として算定する。
2. 区分番号B006に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)、区分番号B006-3に掲げるがん治療連携計画策定料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)の注5に規定する加算及び区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

通知

- (1) 周術期口腔機能管理計画策定料は、周術期における患者の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、手術等を実施する保険医療機関からの文書（以下「依頼文書」という。）による依頼に基づき、患者の同意を得た上で、周術期の口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画を策定し、当該管理計画に係る情報を文書（以下「管理計画書」という。）により提供するとともに、周術期の口腔機能の管理を行う保険医療機関に当該患者に係る管理計画書を提供した場合に当該手術等に係る一連の治療を通じて1回を限度として算定する。なお、当該管理計画書の内容又はその写しを診療録に記載又は添付する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、歯科診療を実施している保険医療機関において手術等を実施する場合であって、当該同一の保険医療機関で管理計画書を策定する場合は、依頼文書は要しない。また、管理計画書を策定する保険医療機関と管理を行う保険医療機関が同一の場合は、当該保険医療機関内での管理計画書の提供は要しない。
- (3) 「注1」に規定する管理計画書とは、①基礎疾患の状態・生活習慣、②主病の手術等の予定（又は実績）、③口腔内の状態等（現症及び手術等によって予測される（又は生じた）変化等）、④周術期の口腔機能の管理において実施する内容、⑤主病の手術等に係る患者の日常的なセルフケアに関する指導方針、⑥その他必要な内容、⑦保険医療機関名及び当該管理を行う歯科医師の氏名等の情報を記載したものをいう。
- (4) 周術期の口腔機能の管理計画の策定を適切に行うため、定期的に周術期の口腔機能の管理等に関する講習会や研修会等に参加し、必要な知識の習得に努める。
- (5) 周術期口腔機能管理計画策定料を算定した保険医療機関は、毎年7月1日現在で名称、算定状況等を地方厚生（支）局長に報告する。

解説

- ① 周術期口腔機能管理計画策定料：周計は以下をすることにより当該の手術にかかる一連の治療において一回に限り算定することができます。
- 手術担当科より文書による依頼を受けて →情報提供書が必要
 - 周術期の口腔機能の評価及び管理計画を策定し
 - 管理計画書を患者及び手術担当科に提供 →「紙出し」が必要
- ② 管理計画書の記載内容は以下の記載が必要です
1. 基礎疾患の状態、生活習慣
 2. 主病の手術等の予定
 3. 口腔内の現症および手術等により予測される変化等
 4. 周術期口腔機能管理の実施予定内容
 5. セルフケアの指導方針
 6. その他、必要な内容
 7. 保険医療機関名および周術期管理担当歯科医師名
- ③ 周計、周管算定した医療機関は毎年 7 月 1 日現在での名称、開設者、算定 状況等を各地方厚生局長に報告する必要があります。

B000-6 周術期口腔機能管理料(I) 手術前 280点 手術後 190点

1. がん等に係る手術を実施する患者の周術期における口腔機能の管理を行うため、歯科診療を実施している保険医療機関において、周術期口腔機能管理計画に基づき、当該手術を実施する他の病院である保険医療機関に入院中の患者又は他の病院である保険医療機関若しくは同一の病院である保険医療機関に入院中の患者以外の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合は、当該患者につき、手術前は1回を限度として、手術後は手術を行った日の属する月から起算して3月以内において3回を限度として算定する。
2. 周術期口腔機能管理料(I)を算定した月において、区分番号B000-4に掲げる歯科疾患管理料、区分番号B000-8に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅲ)、区分番号B002に掲げる歯科特定疾患療養管理料、区分番号B004-6に掲げる歯科治療総合医療管理料(I)、区分番号B004-6-2に掲げる歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)、区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号C001-3に掲げる歯科疾患在宅療養管理料、区分番号C001-4に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)、区分番号C001-4-2に掲げる在宅患者歯科治療総合医療管理料(Ⅱ)及び区分番号N002に掲げる歯科矯正管理料は算定できない。